

令和8年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回） 会議録

1. 会議名称 令和8年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和8年6月30日（火）午前9時23分～午前10時25分
4. 開催場所 区役所東棟4階406会議室
5. 出席者
  - ・ 委員  
中川会長、永山副会長、小部委員、河原委員、兒玉委員、竹内委員、三浦委員、  
中村委員、新井委員、望月委員
  - ・ 事務局  
中村副区長  
田村財務部長、谷澤経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由  
**会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。**  
**（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）**
8. 会議次第
  - 開会
  - 1. 審議
  - 2. その他
  - 閉会

令和 8 年 6 月 30 日

世田谷区公契約適正化委員会（第 1 回）

午前 9 時 23 分開会

〇〇会長 ただいまから令和 8 年度第 1 回公契約適正化委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たり、〇〇副区長より御挨拶をお願いいたします。

〇〇副区長 おはようございます。世田谷区副区長の〇〇です。本日もお忙しいところ、公契約適正化委員会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。

御案内のとおり、世田谷区では、この 4 月から工事契約における総合評価方式入札の本格実施ですとか、労働報酬下限額 1610 円の実施など、着実な取組を公契約適正化に向けて取り組んでいるものと考えております。これも委員の皆様の御尽力のたまものと考えておりまして、この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。

一方で、昨今の中東情勢不安定化は、事業活動や区民生活の至るところに影響を及ぼしていて、この回復にもかなり時間がかかるものと受け止めております。こうしたときだからこそ、区としても、事業者、労働者を支える取組を強化していかなければならないと考えております。

本日も皆様の幅広い、また、忌憚のない御意見をいただきながら、よりよいものにまとめて、お願いしたいと考えております。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇〇会長 〇〇副区長、どうもありがとうございました。

〇〇副区長におかれましては、この後、公務のため、ここで御退席ということでございます。

〇〇会長 本日は、この後、労働報酬専門部会の開催が 10 時半頃からとなっております。限られた時間での審議となりますが、皆様にも効率的に御審議をいただき、御協力をお願いいたします。

#### 【事務局 配布資料の確認】

〇〇会長

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まず初めに、1 の審議日程等、今年度のスケジュールにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

〇〇経理課長 それではまず、資料 1 を御覧ください。スケジュールですが、一番左の公契約適正化委員会、労働報酬専門部会という縦の列でございます。昨年 8 月 27 日に区長から諮問させていただいたところでございますが、本日の委員会におきまして、答申の中間報告を頂戴することとなっております。

そして、最終答申に向けて、委員の皆様がお集まりになって御議論いただく機会としましては、本日と次回、10月22日木曜日、第2回の委員会が最後となります。翌年1月29日金曜日の第3回委員会におきまして、最終版の答申を頂戴したいと考えております。

また、労働報酬下限額につきましては、本日の部会において御審議いただきまして、次回、10月22日木曜日、2回目の部会で意見書をおまとめいただければと考えております。

その他参考として、中ほどに区の動き、一番右側の列は国・都の動きについて記載をしております。

私からの説明は以上でございます。

〇〇会長 ありがとうございます。

本日と10月22日に開かれます委員会で諮問に対しての内容を詰めていくということで、本日は中間報告についての取りまとめとなります。最終的には1月29日に委員会が開かれますが、このような審議の流れでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇〇会長 御異議ないようですので、このようなスケジュールで進めさせていただきます。

続きまして、2、令和7年8月27日付諮問に係る中間報告についてです。

皆様のほうに2回ほどお送りすることになりましたが、当初の案につきましては、〇〇副会長にも随分いろいろと見ていただいたりとかしてきましたが、特に皆様からの御意見はなかったと聞いております。

それから、事務局から追記を加えたものをお送りさせていただきました。追記したところは、中間報告案の後ろのほうになりますが、不調に関わる事柄ということで、6ページの(2)施行者・技術者の確保の最後の2行「さらに、今後、学校改築等の大規模工事を着実に進めていくためには、区内事業者の受注機会を確保しつつ」——区内事業者の受注機会をどう確保していくのかとか、工事日程の話とかは前段に記載されているんですが、それとともに、区外事業者の算入要件の見直しなど、建築工事の担い手の裾野を広げる手法の検討が必要じゃないかということで、来年度から学校改築等がかなり進んでまいりますが、それに対して少し検討してほしいという事柄、この2行をここに追記しました。

本日は、全体もそうなんですが、主に追記した部分について御意見をいただければと思っております。入札不調対策であらゆる手段を講じてということで、ちょっと曖昧な表現になっていたところを少し具体化する形で記載したものです。この点につきまして御意見があればお願いしたいと思います。それとともに、中間報告全体につきまして、改めてお気づきの点がございましたら、その点につきまして御意見を伺えればと思っております。

この中間報告は、現在、案となっておりますけれども、この中間報告につきまして何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。いかがでしょうか。〇〇副会長 今、〇〇会長から御指摘があったので、主に事務局原案の何に手を加えたかという。今回の石油供給制限がございまして、この点を少し報告書の中に反映したほうがいいかなというのが一番大きな動機です。

直近で言いますと、コロナ感染症が広がったときに、社会活動、経済活動できるだけ止めて感染を防ぐという事態が事業活動に大きな影響を与えたことは、この委員会でも何度か議論したところですが、今回の石油供給制限につきましては、この時期の対策の影響とはちょっと違った状況が出ているんじゃないかというのが1つの趣旨です。

特に工期の問題や価格上昇が、ロシアのウクライナ侵攻以降、続いている上に、新たに価格上昇が石油の面から各関係領域に広がるという展開になっておりまして、今のところどうなるか見通しがまだ立っていない不安定な状況が続いておりますけれども、特にナフサの問題等で材料が入らないという事態になりますと、工期そのものの運用に関わる部分が出てきやしないかという点が1つ。

それから、コロナのときには休業補償、あるいは、休職者に手当てをするという形で対応したわけですが、今回の場合は、材料の不足が特定の領域に限られるということになりますと、その影響を誰が克服していくのか、あるいは、それに伴う費用をどういう形で賄っていくのかというのは、コロナのときとはちょっと違う状況が出ているんじゃないかと考えました。そういった点について、曖昧な表現でありますけれども、ちょっと手を加えてみました。

それから、担い手確保の問題に関しましても、国土交通省等をはじめ、日本の様々な産業で担い手の問題が課題になっているわけですが、それに対応するために、処遇の改善というのが大きな課題になっております。

建設業に関しましては、国土交通省がこの4月に公表したデータですが、重層下請構造の実態調査の結果から、建設に関する下請の構造が土木よりもはるかに重層性が深いということで、下請の土木工事の場合は、3次下請までで94.4%が収まっているんですが、建設業の場合は、3次以下でまだ68.9%で、4次が21.5%、5次以上も9.7%ということで、より下請の構造が深いという結果が出ております。そのこともありまして、工事の価格に関するもの、あるいは、技能者の評価に関するものが、下請の下の方ほど、元請とは違う評価があるということがこの調査で指摘されております。

適正な報酬が得られないというのは、建築では28.1%、土木では19.7%で、10%近い差がございまして、建築の方でも担い手確保に対応する対策がより強固なものでないと、なかなか改善が進まないという状況が国土交通省の結果か

とも言えるんじゃないかという気がしまして、そのあたりが世田谷区の場合でもやはり大きな課題ではないかと思います。

労働報酬下限額をずっとこの間、継続的に引き上げてきているわけですが、その努力は非常に重要な意味を持っていたと思いますけれども、それが現場に通っているかどうかという話が課題になっていると思います。これは〇〇委員からも出されている調査などを見ますと、設計労務単価の上昇、それに伴う世田谷区の設計労務単価の引上げに見合った上昇がどうも見られない、遅れているということが指摘されております。

そういうことからしますと、これが長期に続くと、言ってみれば、納税者から見て、労働報酬下限額を引き上げて、予定価格もそれに対応して上がっていくということがあるとすれば、下請の末端との差は一体どこへ行ったのかということが課題になる可能性が高いので、このあたりが今後の一番大きな課題かなということで、若干表現は和らげておりますけれども、その辺のところに留意する必要があるということをちょっと付け加えさせていただきました。

そんなことが私が今回少し意見を申し上げた主な論点です。

以上です。ありがとうございました。

〇〇会長　ありがとうございました。

〇〇副会長に手を入れていただいた点も含めて、当初に皆様にお送りした中間報告案には記載されておりますので、そのような御趣旨だったということでよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員　今回いただいた中間報告案の2ページの一番下、第2の理解度向上を図るための施策についての1、基本的な考え方の冒頭に、令和6年度、区が実施したアンケート調査によると、労働報酬下限額の遵守率は高水準にあると書いてあって、あれ、そんなに高いのかなと思って、令和6年に区でやられたアンケート結果を改めて見てみると、確かに事業主さんの9割ぐらい、回答した労働者の方の98%ぐらいが労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますと答えているんです。

一方で、懇談会で実際の建築現場のアンケート調査を取ると、なかなか労働報酬下限額まで到達していないという回答がほとんどでして、平均値を取ると、どうしても下限額を下回っているケースが多くて、この結果の違いは何なんだろうと思って考えていくと、僕たちが現場で調べているものは、ほとんどが現場で作業している方たちから直接アンケートに答えていただいているので、回答者の半分以上が2次下請以下の方、元請の従業者なんてほとんど答えていないんです。1割もいなくて、1次下請以下、もっと言うと、2次下請以下の方の回答をいただいて集計すると、実はなかなか下限額に到達していない。

区のアナケート調査に答えた従事者の方がどの層の方がよく分からないんですけれども、ただ一方で、よく見てみると、400名ぐらいの従事労働者の方がアナケートに答えているんですが、下限額をもらっていますよという90何%の答えている人は実は160名ぐらいしかいらっしやなくて、3割程度の方がもらっていますよと答えているので、うがった見方をすると、残りの7割ぐらいの答えなかった人たちは一体どうなっているんだろうなと。

中間報告案の前文に書いてあったんですが、元請事業者の理解度は大分上がってきたんだけど、下請さんの理解度はまだ不十分な部分がありますよねということが確かに書かれていて、今後の課題としては、重層下請の契約の中で、これは工事に限らず、委託もそうだと思うんですけれども、再下請先で公契約条例や労働報酬下限額がどのように理解されて、どのように運用されているのかということをもう少し深掘りしていくことが必要なのかなと。

というのは、建設工事なんかは特にそうなんですけど、大きな工事になればなるほど、現場で働いている方の大部分を再下請の従事者の方が圧倒的に占めるので、公契約条例をつくった趣旨からすると、再下請の方たちの労働条件を引き上げていくということが必要なのかなと思っています。

一方で、国土交通省も、この間、担い手3法ということで法律改正をして、下請、再下請の発注金額とか受注金額もちゃんと適正に守ってくださいねということを今進めていますので、その辺も考えて、中間報告にどう書き入れるかという問題はあるんですけれども、下請、再下請へ条例趣旨を伝える方法をぜひ今後も検討していけたらなと思いました。

以上です。

〇〇会長 これまでもこの委員会の中で、再下請、孫請等々の問題は常に指摘されてきているところなんですけれども、最終に向けて、さらにこの点につきましては、皆様から御意見をいただければと思います。

〇〇委員 先ほど先生から、土木の下請、再下請が大体3次ぐらいで終わっているのに対して、建築が4次、5次まであるんじゃないかという御指摘があったと思うんですけれども、私は実は若い頃に港湾土木をやっていたんです。その頃は本当に港、港のいろんなしがらみがあって、何だこの会社はみたいなのがいっぱい入っていて、それこそ末端まで行くのに5次とかかかっていたんですけれども、それも土木で改善していったと思うんです。

私のイメージからすると、建築は逆に放射状になっているのかなというイメージが強いです。再々下請まで契約書が本当にあるのかなと。私たちに見えている部分と見えていない部分がもしかしたらあるのかも分からないんですけれども、そういう意味では、今のお話を聞いていて、確かに見えていない部分があるとすれば、そこへのアプローチというか、理解度がなかなか広がっていか

ないのかなと今思いました。

〇〇会長 難しいですね。建築と土木の昔からの仕事の進め方が結構違いますし。

〇〇委員 そうですね。少し違いますよね。

〇〇会長 それから、土木の場合は、公契約に近いところの仕事をそれなりに長年やってきたというところと、建築の場合は、民のほうの仕事が結構長くて、棟梁を頭としての1つのピラミッドが出来上がって、その体制を変えていくというのは結構難しいところ——難しいというか、そこら辺の在り方が今後どうあればというのはあるかと思うんです。

建設会社自身がどちらかというと商社的になって、材料を調達して配っているという形になってしまっているのと、そこら辺も全部含めてどうしていくのか。問題は、土木の場合でいうと建設機械であるとか、そこら辺の負担の問題があるので、戦後すぐと同じように、国策の建設機械のリース会社といいますか、それで作られた某会社は今は完全に民間になってきましたけれども、工事に使う機械自身を国がリースしていくというところから流れていって、どうするのかということ。

戦後のいろいろな工事の進め方の歴史みたいなものがどうしてもそろってありますので、問題提起として、こうあったほうが良いということは言えるんだけど、こうあるべきだということをどこまで踏み込んで言えるのかというところが頭を悩ますことかなと思います。

中東情勢の問題も国全体で40年ぐらい前でしょうか、堺屋太一さんが「油断！」という本を書いて、日本列島沈没論まで書いていって、石油の場所を分散しようと言ったんだけど、実態は逆に集中しているんです。その商売というのがいろいろとあったりとか、それから、日本の製造業で言うと、いろんな機械の調達先が、車1つについても200か国であるとか、それぐらい完全に世界各国に散らばってしまっている状況に今はなっている。そういう中においてのいろんな調達をどうしていくのか。30年ぐらい前に物流をどう直していくのかということも盛んに議論されたんだけど、僕のあれで言うと、結局、今も変わらない。

そのときにあったのは、負の物流、今で言うとリサイクルです。40年ぐらい前に、ある懸賞論文で負の物流をどうやって維持していくのかということをやっていたんです。それも結局はうまくいっていないというか、経済活動からすると、あまり注目されないんです。

町の中で言うと、今、一番問題になるのは、乗用車だとかが路駐するんじゃないくて、荷さばき車がいたずらして、問題だ、問題だと言いだめたのは、もう30年前。全然解決しないんです。大型のトラックになっていくから、建物のほ

うも入り口の斜路のたっぱを上げてほしいとやったけれども、結局、ほとんどどこもやらない。そうすると、共同集配であるとかそこら辺もできない状況になっていって、物流コストが上がっていくところ。

それをよしとしてきたのが日本ですからね。それは悪いんだと言っても、いろんな活動上の問題、経済活動もそうですし、人々の生活もそうだけれども、全体的な意識の変化ということも必要になってくるのかなと。悩むところはたくさんあるんだけれども、それを一步一步といいますか、徐々に変えていくことで、雰囲気を変えていければなと思っております。

すみません、完全なる私見を述べてしまいました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇〇会長 それでは、特に追加はないということでございましたら、本日お配りした案のとおり、本日付で区長に中間報告ということで報告させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

〇〇経理課長 ただいま令和7年度諮問に対する中間報告を頂戴いたしました。お忙しいところ、委員の皆様にご検討いただき、誠にありがとうございます。

諮問3点、これまでの公契約条例の運用評価について、理解度向上を図るための施策について、効果的な入札制度改革の在り方について、それぞれ本中間報告の中で課題をお示しいただき、また、対応の方向性も整理いただいたところで、これらは条例の理念を実現する上で大変重要な御指摘であると事務局では受け止めております。

まだ中間報告という段階ではございますけれども、今後、もちろんこの内容は庁内関係部署とも共有いたしまして、可能な範囲で具体的な取組も検討してまいりたいと考えております。

最終答申の取りまとめに向けまして、本報告で整理された論点のさらなる具体化ですとか、実現可能な実施方法ですとか、制度設計の精緻化ですとか、そういった点につきましても、引き続き御審議を賜りたいと考えております。

以上でございます。

〇〇会長 委員の皆様、何か追加して御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇〇会長 それでは、最終報告に向けて、この先もぜひよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。3、公契約条例に関する各取組み状況につ

いてです。事務局から説明をお願いいたします。

〇〇公契約担当係長 それでは、資料３の公契約条例に関する各取組み状況の報告についてを御覧ください。こちらでは、現在、取組を進めている事項につきまして御報告させていただきます。

まず、１、チェックシートの内容の改訂です。昨年度第２回の適正化委員会において御報告させていただきましたとおり、令和８年度分、今年度分からチェックシートを改訂いたしました。改訂したチェックシートは、別紙３－１としてお配りしております。

これまで約１１００件近くのチェックシートの提出を受けまして、その結果について、以下のような効果があったということで記載させていただいております。まず、質問内容及び選択肢を具体化したことによって、機械的に丸をつけるだけの記入が減少したと感じております。質問項目について考えるですとか、確認するきっかけになったものと考えております。また、様式を分かりやすくしたことによって、記入漏れですとか補正の件数が減少したということがございました。こちらは事業者と区、双方にとって業務負担の軽減につながったのかと考えております。また一方で、回答に戸惑う事例も散見されたことがございましたので、来年度に向けて、より効果的、効率的な運用となるよう、さらなる改善の必要があるということも認識いたしました。

次に、２、事業所労働条件調査の件数の拡大についてです。下の表に事業所労働条件調査を開始して以来の件数を記載しておりますけれども、今年度は合計１８件前後を目標にして、件数を増やしてやっていこうと考えております。現時点で３件ほど調査することが決定している状況でございます。

裏面に行きまして、３の社会保険労務士による労務管理研修会の継続実施です。今年度は開催日が１１月３０日、会場はせたがやイーグレットホールと決定しております。本当はもう少し早い時期に開催したいと考えていたんですけれども、社会保険労務士会と区と会場との都合でこの時期になってしまった形です。研修プログラムについては、今、社会保険労務士会と調整中です。

次に、４の下請負者に関する取組みです。こちらでも昨年度、委員会から御提案を受けて、下請負者（再委託先）用の簡易チェックシートの運用を開始しております。別紙３－２の裏面に下請負者（再委託先）用のチェックシートをつけております。運用開始から３か月がたった段階ですので、効果の十分な検証にはまだ至っておりませんが、現時点で以下のような反響が見られるということで記載させていただいております。下限額の適用対象ですとか、賃金単価の算出方法等について、下請負者の方から直接問合せをいただくようになりました。従前の周知確認書の運用においては、下限額の周知用ポスターですとか、周知用カードの配布という行動には一定程度つながっていたと考えられ

るところではございますけれども、下請負者の事業者の方が自ら賃金単価を確認して、下限額以上であるかどうかを確認する動機づけには十分至っていなかった可能性があったのかと考えております。今回の簡易チェックシートの導入によって、その動機づけが促進されているものと考えております。

その一方で、下限額への対応が困難であるという下請事業者からのお声もいただいております。下限額未満の賃金単価を記載したシートを元請事業者に提出することは難しい、元請事業者からは条例を遵守するようにと求められる、その一方で、無理に賃上げすると経営が厳しくなってしまう、実態を正直に記載することに負担を感じるんですよという御意見をいただいたこともございました。

最後に、5、労務管理相談（アドバイザー）制度という項目を載せております。こちらにつきましては、来年度からの導入に向けて、社会保険労務士会と協議するとともに、財政当局と調整する予定となっております。

御説明は以上となります。

〇〇会長 ありがとうございます。

資料3、チェックシートについてですけれども、皆様から御質問、御意見、それから、確認したい点等がございましたら、よろしく願いいたします。

〇〇委員 1ページの真ん中辺に「一方で、回答に戸惑う事例も」と書いてあるんですけれども、それは2ページの最後のほうの下限額への対応が困難であるとする事業者からの話のことなんですか。それとも、ほかに何か具体的にこういう話ですみたいなことがあったら教えていただきたいのと、「さらなる改善」というのは、それに対して、どういう改善をイメージしているのか教えていただきたいと思います。

〇〇公契約担当係長 1ページの1に記載させていただいたのは、別紙3-1のチェックシートのお話でございまして、具体的に問合せがあった内容としましては、別紙3-1の裏面の真ん中ほどに割増賃金という項目がございまして、3行にわたっているんですが、その真ん中に「法定休日（週1日）に勤務させたときは35%以上の割増賃金を支払っている」という質問項目がございまして、「はい・いいえ・法定休日の労働はない」という3択を用意していました。法定休日に労働させているんだけれども、振替休日で対応している場合は、どこに丸をつければいいんですかとか、そういう回答への戸惑いみたいな御意見もあったということでございまして、選択肢の構成を検討するとか、そういったところで、回答される方がわざわざ区に問い合わせなくても、スムーズに回答できる形で改善していく必要があるかと感じております。

以上です。

〇〇委員 分かりました。

〇〇副会長 別紙３－２の後ろのページなんですけれども、下請負者・再委託者用労働条件確認帳票は、元請さんを通じて流しているんですか。それとも、現場で直接入っている事業者に所管のところから流れていく仕組みになっているんでしょうか。

〇〇公契約担当係長 こちらは元請さんを通じてお渡ししている形です。

〇〇副会長 それは施工体制台帳に登場するところへ届く確認はされるようになっているんでしょうか。

〇〇公契約担当係長 どの下請事業者さんにお渡ししたのかまでの確認は取れていない形です。

〇〇副会長 変な話ですけども、施工体制台帳に登録されているのは、ほぼ正確に執行されていると見てよろしいんですかね。見ますと、一人親方まで名前が出ていますよね。そこまでちゃんとできるのかなというのがちょっと……。

〇〇委員 そこはちょっと問題ですよ。そこまでならない気がします。そこはグループでまとまってみたいな感じで、一人親方さんたちがまとまって、代表の方の会社で書いているとか何かがあると思うんですよ。

これもやるとすれば、今、契約書まで施工体制台帳に添付することになっているので、そこに添付すればいいという話になると思うんですけども、今おっしゃった末端の方というか、一人親方が10人ぐらい集まってやっているということであれば、私たちには見えないことになっちゃうかもしれないです。

〇〇会長 下のほうでの見積りとか契約書のところで賃金は別立てにしているんでしょうか。何平米幾らでやってくださいというのは、昔はほとんどそんな形なんだけれども、下請のところが賃金幾らという数字は出さなくて請け負っちゃっているとしたらば、こんなことを僕が言っちゃいけないんだけれども、答えようがない。このセットの立てつけで幾らですよという。それは材料費だとか、そこら辺も含んでの話になったら、その中に当然、賃金は入っているんだけれども、そのうち何%が賃金ですよというの、契約書という形のところではない。そうすると、なかなか下請のほうは書きにくいというか、ここに書いてあるように、きついというか、そういう話になって、かといって、下請以下のところで賃金単価幾らという契約書をちゃんと出してくださいというところまで言えるかという、僕は今の段階ではまだ無理かなと思っているんだけれども、そうしないと、要は最低賃金をもらっているかどうかというチェックが、振れ加減というか、さじ加減というか、それで書いちゃうなと思ってしまいうんですけれどもね。

〇〇委員 受注したときの契約時はあまり細かい中身を聞かれないですけども、予算見積りを取るときに、実績があつて、翌年度、区が予算を組むときに、委託なんかもそうなんですけれども、見積りを区から徴取されるときに、区側

から今までは賃金とか中身まで聞かれなかったんですけれども、区から見積書内訳のマニュアルみたいなものをいただいて、業務に携わる人の賃金単価を出してくださいと、ここ何年前かぐらいから結構細かい指示が区から出るようになりました。その際に、世田谷区の下限額はこういう下限額になっているから、それを下回らない金額で見積りを出して、それを区に提出してくださいと。要は、次年度予算を組む上では、ちゃんとそこを区も配慮するので、事業者さんということとは、条例ができた以降、区のほうもちょっとずつ変わって、そこは徴取するようになったかなと感じています。

〇〇会長 委託業務なんかは、かなり人件費というか、人の割合が高いから、委託あたりはかなりあれなんだけれども、そうじゃないところに対して、どういうふうに下限額ということを知ってもらうのかというのが、課題としてはまだ残っているなと思っています。

今年度、こういう形で4月1日以降、18件前後を進めていこうと。またいろいろと問題が出てきて、さらにこの委員会でも御検討いただき、御意見いただいて、もう一歩前に進めていくことができればということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇〇会長 よろしければ、どうもありがとうございます。

それでは、4、令和7年度事業所労働条件調査の結果について、報告になりますけれども、事務局から御説明をお願いいたします。

〇〇公契約担当係長 それでは、資料4の令和7年度事業所労働条件調査結果報告書を御覧いただければと思います。

今回、御報告させていただくのは6件になりまして、4件が工事請負契約で、2件がその他の契約となっております。

まず1件目ですけれども、A社は土木工事で、区内本店の事業者、総合評価はBとなっております。

2件目、B社につきましては、建築工事、区内本店で、総合評価はCとなっております。

3件目、C社は設備工事、区内本店で、総合評価はCとなっております。

4件目、D社は設備工事、区外本店で、総合評価はAとなっております。

次に、工事以外の契約で、E社、業種としましては委託、本店所在地は都内、総合評価はBとなっております。

最後に、F社は人材派遣業で、本店所在地は都内、総合評価はBとなっております。

詳細につきましては、別紙4-1から4-12まで添付させていただいておりとなります。

御説明は以上となります。

〇〇会長 この点について皆様から御意見、確認したいこと等がございましたら、よろしくお願いいたします。

〇〇副会長 ちょっと細かいことなんですけれども、別紙4－7の3ページの上から3番目、労災保険に関するところでコメントがありまして、「本社とは別に、労働保険が成立しています。労災発生時の対応について、不明瞭な状態にあると言えます」とあるんですが、「本社とは別に」ということは、別会社の就労者がここにいるのか、どういうふう考えたらいいいのかということなんですけれども、どんなことが分かったんでしょうか。Bになっているところでしょうか。「本社とは別に」というのは、別会社、全く違う会社の社員がここに出てきているのか、あるいは、たまたま仕事の上で貸し子、借り子みたいな感じで出てきたということなんですしょうか。このコメントの意味が分からなくて、何が起きているんだろうかというのがちょっと……。

〇〇委員 一般的な話をすると、別に労働保険成立というのは、支店であったり、営業所であったり、事務担当がいるようなところであれば、労働保険を別途成立させるケースもあります。ただ、それは親の労働保険と番号を結びつけて運用していきますけれども、そうすると労災保険については、こちらの労働保険を使ってやるんじゃないかなと思ったんですけれども、そんな程度ですね。

〇〇副会長 連帯責任みたいなものなんですか。

〇〇委員 何て言ったらいいんだろうな。

〇〇委員 あくまで事業場ごとにやってくださいということで、事務所があれば、そこごとにやって、保険料はまとめて払いますみたいなことですよね。

〇〇委員 そういうことですな。

〇〇公契約担当係長 この事業者は本社が都外の地方にある会社なので……。

〇〇副会長 会社組織の問題に関わるのかな。なるほどね。

〇〇公契約担当係長 あと、先ほど〇〇副会長がおっしゃった、63の項目でBになっている評価につきましては、労災発生時の連絡体制、連絡方法については決められておりましたが、書面による周知がされていなかったということでBの評価になっているかと考えられます。

〇〇委員 普通のサラリーマンと違うから、建築現場はあまり労働時間という感覚がないのかもしれないですよ。30分単位の管理で、30分未満の端数の処理方法が不明と書いてあるから。

〇〇委員 例えば現場に直行直帰だと、そもそもタイムカードを置いていないという。よく指摘される、時間で管理されていなくて、最新だとアプリとかで勤怠管理をやられている会社さんが出てきたりしているんですけれども、なかなかどうしてというか、もっと言うと、それが下請さんになると、その現場ご

とのその日の作業工程に合わせて、場合によっては8時から作業しなきゃいけないから、その前の7時に来てやってくれと言われれば、行かなきゃいけないし、その分の残業代が支払われているかと言われると、なかなかどうしてという。いいことではないと思うんですが、それが常態化しちゃっているのはあると思います。1日、もしくは半日単位ぐらいですかね。

〇〇委員 本当に耳が痛い話であれですけれども、弊社はアプリを使わせてもらっているんですけれども、確かにまだ認識が不足しているんだろうなど。いつも建築はCだな、自分の中でまたCだなと思っていました。

〇〇委員 4-3を見ると、全部D、何もないという……。

〇〇会長 社労士の派遣支援みたいなものは、区としては何かやっているんですか。

〇〇公契約担当係長 個別に事業者に出向いていただいて、相談にという……。

〇〇会長 そうです。

〇〇公契約担当係長 それを来年度から導入できないかということで……。

〇〇会長 紹介をしたりとかね。

〇〇公契約担当係長 どういうやり方が考えられるのかというのを、今月、社労士会と打合せしてという形で、来年度に向けて検討している段階です。

〇〇会長 独自に社労士の人に入ってもらっているところもあるけれども、まだ入ってもらっていないところがあって、相談していききたいという表現もこの中にはあるから、そういったところには紹介するというか、紹介でしようけれどもね。

〇〇公契約担当係長 どういうやり方が考えられるのかも相談しながらという……。

〇〇会長 それは相談していただければと思います。

〇〇委員 区の経済産業部でやっている人材確保支援事業というのがあって、区内の中小事業所のマッチング事業を手伝いますというのだと、まず登録する事業者さんには、さっきのチェックシートで、少なくともこれは全部守られていますかみたいな確認をして、下手をすると三六協定すらまともに出していない会社さんも、区の経済産業部では、マネジメントする会社さんで指導して、登録するのに合わせて、就業規則のここが法令に合っていないよとか、三六協定をこうやって出してくださいねという援助をして、求人募集をかけられる。区でかけるので、ちゃんとしていないと募集をかけられないからというアドバイスはされているようです。

中小事業者の枠のうち、建設業に半分ぐらい、実は特別に取っていただいて、建設事業者の指導なんかは、結構、力を入れて、今、区でやっていただいているようです。そういうところでちょっとずつ改善していけばいいなと。

〇〇会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇〇会長 細かいところ、それから、それぞれの事業所の対応として、こうやっていきたいということなんかもいろいろと記載されておりますので、お目通しいただいて、お気づきになったことがあれば、事務局にお伝えいただければと思います。どうもありがとうございました。

5、その他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

〇〇会長 よろしければ、事務局から事務連絡がありましたら、よろしくお願いいたします。

〇〇公契約担当係長 第2回の委員会につきましては、10月22日木曜日、第2庁舎の大会議室Aで開催予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会は以上をもちまして閉会といたします。皆様、どうもありがとうございました。

午前10時25分閉会